

第2次福島市自殺対策計画の概要について

令和6年1月12日
障がい福祉課

1 計画策定の趣旨

本市では、平成31年3月に策定した「福島市自殺対策計画」(H31～R5)に基づき、関係機関と連携を図りながら、市を挙げて自殺対策の取り組みを推進してきました。

当該計画が終期を迎えることから、本市における地域の実情を踏まえて「第2次福島市自殺対策計画」を策定します。第2次計画では、地域において自殺対策を支えるゲートキーパーの養成に係る施策を推進かつ充実させることにより、本市において自殺率が高く、対策が必要となる高齢者や生活困窮者、勤務・経営者に対する取り組みと、近年、全国的な課題となっている女性や子ども、若者に対する取り組みを強化し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は「福島市総合計画」及び、自殺防止対策の推進を新規施策とした「福島市地域福祉計画2021」との整合性と連携を図りながら、本市の自殺対策に関する基本的な計画として策定するものです。

また、「自殺対策基本法」(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」の位置付けから、令和4年10月に策定された国の「自殺総合対策大綱」や県の「第4次福島県自殺対策推進行動計画」(R4～R8)との整合性を図ります。

3 計画期間

5年間 令和6年度(2024)～令和10年度(2028)

なお、「自殺対策基本法」または「自殺総合対策大綱」が改正された場合は、必要に応じて対応します。

4 現行計画からの見直し内容

第2次計画では、「気づく」・「傾聴」・「つなぐ」・「見守る」を生きる支援の柱として位置づけ、それぞれの立場でできることから行動を起こし、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぐための各種施策を重視するとともに、その役割を担う「ゲートキーパー」等の人材を育成し自殺予防を推進するため、サブタイトルを変更するほか、以下の課題について重点的に取り組みます。

1 サブタイトルの変更

現行計画： 誰も自殺に追い込まれることのない福島市を目指して

次期計画： 「気づく」・「傾聴」・「つなぐ」・「見守る」

2 支援の柱を推進するための課題

『自殺対策を支える人材育成の強化』を図るため、その役割を担う人材として「ゲートキーパー」の養成を重点課題とし、特に対策が課題となっている下記の3つの層に対してライフステージに応じた対策に取り組みます。

(1) 子どもと若者に対する支援の強化

(2) 女性に対する支援の強化

(3) 地域住民・高齢者に対する支援の強化

表1 ライフステージに応じたゲートキーパーの対象例

対象者	ゲートキーパーの対象例
<u>子ども</u>	<u>保護者、教員</u>
<u>若者</u>	<u>大学生、専門学校生、教員</u>
<u>子育て中の女性</u>	<u>パートナー、市内保育所の保育士、幼稚園教諭等</u>
<u>地域住民</u>	<u>民生・児童委員、近隣住民</u>
<u>高齢者</u>	<u>地域包括支援センターの職員</u>

5 本市の現状

本市における平成30年から令和4年までの5年間の自殺者数の推移は、表1のとおり増減を繰り返しています。

人口10万人当たりの自殺者数をあらわす自殺死亡率の推移については、表2のとおり全国と同様に増減を繰り返しながら、微増傾向にあります。

また、厚生労働省 いのち支える自殺対策支援センターの「地域自殺実態プロファイル」によると平成29年から令和3年までの5年間の自殺死亡率（年平均）では、本市の特性として、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営者」の3つの層が上位に位置しており、対策が必要とされています。

「高齢者」

図1の①、②及び表3のとおり、全自殺者229人のうち、60歳以上が91人となっており、約4割を占めています。（91人÷229人=39.7%）

「生活困窮者」

図2の④のとおり、失業者や無職者等の自殺者数が115人で5割を超えています。（115人÷229人=50.2%）

「勤務・経営者」

図2の③のとおり、勤務者や自営業者の自殺者数が97人で4割を超えています。（97人÷229人=42.4%）

表1 自殺者数の推移

（単位：人）

	H30	R1	R2	R3	R4
全国	20,668	19,974	20,907	20,820	21,723
福島県	367	346	365	359	362
福島市	44	51	51	41	45

表2 自殺死亡率の推移

（単位：人/10万人）

	H30	R1	R2	R3	R4
全国	16.18	15.67	16.44	16.44	17.25
福島県	19.12	18.20	19.39	19.27	19.66
福島市	15.63	18.26	18.40	14.87	16.46

出展：厚生労働省 自殺対策推進室 「地域における自殺の基礎資料」

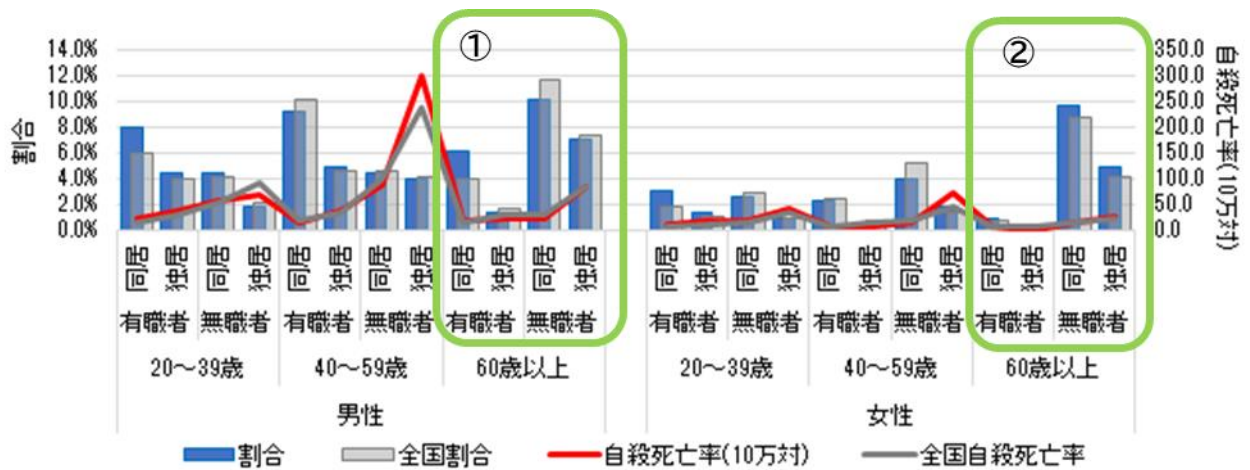


図1 福島市の自殺の特徴（H29～R3）

出展：いのち支える自殺対策支援センター 「地域自殺実態プロファイル（2022）」

表3 60歳以上の自殺の内訳（H29～R3）

同居人の有無		自殺者数		割合		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	10	10	11.0%	11.0%	14.0%	10.4%
	70歳代	15	7	16.5%	7.7%	15.0%	8.0%
	80歳以上	12	2	13.2%	2.2%	11.5%	5.0%
女性	60歳代	5	5	5.5%	5.5%	8.7%	2.8%
	70歳代	9	4	9.9%	4.4%	9.1%	4.3%
	80歳以上	10	2	11.0%	2.2%	6.9%	4.3%
合計		91		100%		100%	

出展：いのち支える自殺対策支援センター 「地域自殺実態プロファイル（2022）」

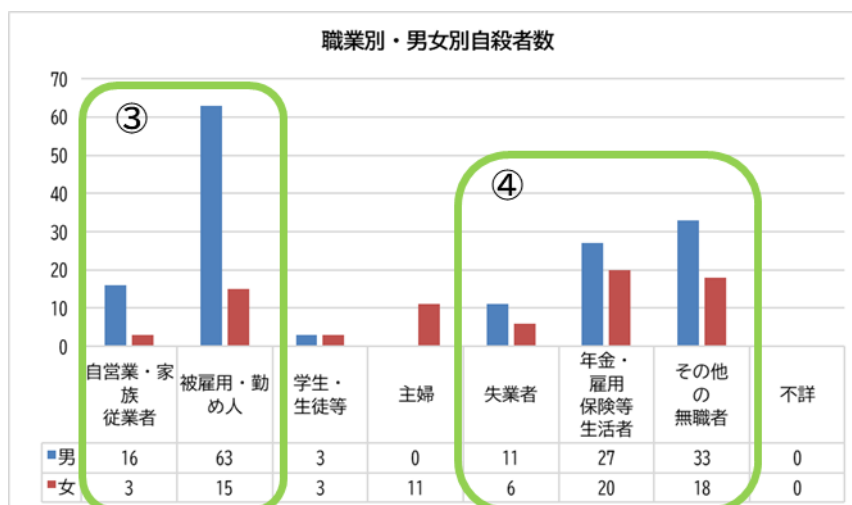


図2 福島市の勤務・自営業者の者自殺者の統計（H29～R3）

出展：厚生労働省 自殺対策推進室 「地域における自殺の基礎資料」

6 基本理念・基本目標・計画の構成

1 基本理念 「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」 ※現行計画を継承

2 基本目標 自殺死亡率13.17以下（令和4年の自殺死亡率を20%以上減少させる。）

本計画が最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。「自殺総合対策大綱」においては、平成27年を基準として令和8年までの10年間で自殺死亡率を30%以上減少させることを数値目標として掲げています。

この目標を踏まえて、第一次計画においては平成28年の自殺死亡率を令和5年までの5年間で15%以上減少させること、具体的には自殺死亡率を12.53（年間およそ35人）に減少させることを目標としておりましたが、令和4年の自殺死亡率が16.46となるなど達成は困難な状況です。しかしながら、自殺者を無くすという基本理念に立ち、第2次計画においては、これまで以上の積極的な取り組みにより、令和10年までの5年間で令和4年の自殺死亡率を20%以上減少させることを目標とします。

○目標とする自殺死亡率：16.46×0.8÷13.17

3 計画の構成

(1) 基本施策

① 地域におけるネットワークの強化

② 自殺対策を支える人材の育成

ア 子どもと若者に対する支援の強化

イ 女性に対する支援の強化

ウ 地域住民・高齢者に対する支援の強化

③ 市民への啓発と周知

④ 生きることの促進要因への支援

⑤ 子ども・若者のSOSの出し方に関する支援…若者に対する取り組みを強化

ゲートキーパー養成による、地域における自殺対策に携わる人材育成の取り組み

(2) 重点施策（※国の地域自殺実態プロファイルを参考に重点的に取り組む層を設定。）

① 高齢者の自殺対策

② 生活困窮者の自殺対策

③ 勤務・経営者の自殺対策

本市の現状や特徴を踏まえた対策に取り組みます。

○施策体系図の比較

